

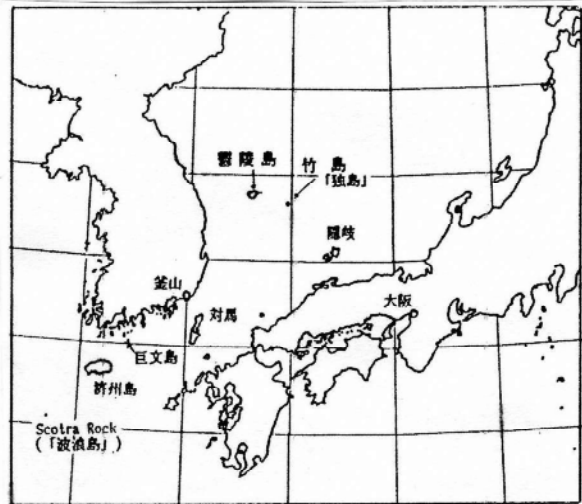
竹島問題研究の最前線

島根県竹島問題研究会研究委員（2～4期） 藤井 賢二

（本講演で提供する資料の無断利用を厳禁します。また、講演内容は島根県、日本国際問題研究所、内閣官房領土・主権対策室や同室委託のストリームグラフ社の見解を反映するものではありません。）

1. 竹島問題研究から見えるもの

（右地図は塚本孝「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』518 1994年3月）による。本資料中の資料の出典も注記したもの以外は同論文による。）



2. 竹島問題研究の構造

竹島問題研究の構造＝論争の構造

- ①江戸時代17世紀に、米子の^{おおで}大谷・村川両家が幕府の許可を得て鬱陵島での漁猟を行う途上で現在の竹島を利用していた。この時、他国から抗議された記録はない。
→17世紀末の「元禄竹島一件」による日本人の鬱陵島渡航禁止、1877年の「太政官指令」によって竹島は日本領土ではなくなった（朝鮮領になった）。
←二つの事項に現在の竹島が関係すると結論づけるためには検証が必要。たとえ、現在の竹島が関係したとしても、それで竹島が朝鮮領になったわけではない。
- ②1905（明治38）年に日本は閣議決定（1月28日）により竹島編入を決定し、島根県告示第40号（2月22日（島根県が2005年に条例で定めた「竹島の日」にあたる））で竹島を隠岐島司所管とすることで領有の意思を表明し、その後の行政措置により領有を確立。
→竹島編入は「無主地先占」の形式によっているが、竹島は「無主地」ではなかった。竹島編入は日露戦争と関連した日本の侵略であり、竹島は「最初の犠牲の地」だ。
←1900年の大韓帝国勅令第41号で「鬱島郡（現鬱陵郡）」が管轄するとした「石島」が竹島であることは証明できない。朝鮮半島にあった政府が、1905年以前に「国家権能の平穏かつ継続した表示」を行なった形跡はない。
- ③日本と米英豪など連合国の戦争を完全に終わらせたサンフランシスコ平和条約（1951年9月署名、翌年4月発効）で竹島は日本領に残された。
→竹島はサンフランシスコ平和条約第2条での日本が放棄する領土（済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮）に含まれない。1951年7月に韓国は対日講和条約で竹島を韓国領とすることを米国に要求したが米国は拒否（8月10日付「ラスク書簡」）。
（以上の各論点については塚本孝「竹島領有権問題の経緯（第3版）」（『調査と情報』701（2011年2月））が詳しい。）

3. 論点 (③) サンフランシスコ平和条約をめぐる論議

- ・「条約上の根拠がある場合には、それが実効的占有に基づく根拠に優越する。」
- ・韓国が日本の資料に領有根拠を求めるといふ論争の構造から離れることができる。
- ・客観的な視点での評価が期待できる。

争点1：第2条(a)の解釈をめぐる問題、特にその作成過程

〔韓国の主張〕①

サンフランシスコ平和条約は、第2条(a)で「日本は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定しています。同条項は韓国の約3000の島嶼のうち、済州島、巨文島及び鬱陵島を例示的に並べているだけで、同条項に独島が直接明示されていないからといって、独島が日本から切り離される韓国の領土に含まれていないことを意味するわけではありません。(韓国政府外交部編刊「韓国の美しい島・独島」(一部改訂)(<http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>))

☆「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠」して条約を解釈することが必要

【表1】(「領土・主権に関する資料収集(竹島に関連したこれまでの成果について)」2019年9月10日 公益財団法人日本国際問題研究所 <https://www.jiia.or.jp/jic/archive.html>)

(1) 1947年3月20日米国草案

- ・第1章「領域条項」第1条で日本が保持する島々を列挙(竹島は含まれず)。
- ・第1章「領域条項」第4条(朝鮮放棄条項)で竹島を朝鮮に属する島々に含む(「済州島、巨文島、鬱陵島及びリアンクール岩(竹島)を含むすべての沖合小島嶼」)。

(2) 1949年12月29日米国草案

- ・第2章「領域条項」第3条の日本が保持する島々に竹島が加えられる。
- ・第2章「領域条項」第6条(朝鮮放棄条項)で朝鮮に属する島々から竹島を削除(「済州島、巨文島、鬱陵島及び日本がかねて権原を獲得したその他のすべての島嶼を含む、朝鮮のすべての沖合島嶼」)。

(3) 1950年8月7・9月11日米国草案(ダレス国務長官顧問が主導して作成)

- ・日本に残す領土を規定した条項がなくなる。
- ・第4章「領域条項」第4条(朝鮮放棄条項)は「日本は、朝鮮の独立を承認し、…」で「済州島、巨文島、鬱陵島」といった朝鮮に属する島々の記載はなくなる。

(4) 1951年3月23日米国草案(4月25日～5月4日の米英事務レベル協議に提出)

- ・第2章「主権」第2条「連合国は、日本およびその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」。(日本に残す領土を規定した条項ではない。)
- ・第3章「領域」第3条(朝鮮放棄条項)「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」で朝鮮に属する島々の記載なし。

(5) 1951年5月3日米英共同草案(米英事務レベル協議の結果作成)

- ・第2章「領域」第2条(朝鮮放棄条項)「日本は、朝鮮(済州島、巨文島および鬱陵島を含む。)に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」

(6) 1951年6月14日付改訂米英草案

- ・第2章「領域」第2条(朝鮮放棄条項)「(a) 日本は朝鮮の独立を承認して、済州島、

巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」

(7) サンフランシスコ平和条約

・第1章「平和」第1条(b)「連合国は、日本及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」。(日本に残す領土を規定した条項ではない。)

・第2章「領域」第2条(朝鮮放棄条項)(a)「日本は朝鮮の独立を承認して、**濟州島、巨文島及び鬱陵島**を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」

→「**朝鮮(濟州島、巨文島および鬱陵島を含む。)**」を追加した1951年4～5月の米英事務レベル協議が焦点。(拙稿「対日講和条約と竹島 英国国立公文書館所蔵資料の検討」『島嶼研究ジャーナル』8-2(2019年3月)で検証)

① 1951年4月7日英国草案

・第1部「領域条項」第1条で日本の主権の及ぶ範囲を線で囲み、隠岐と**竹島**の間にその線を引く。

・第1部「領域条項」第2条(朝鮮放棄条項)「日本は、ここに、朝鮮の主権に対する請求権並びにすべての権利、権原及び利益を放棄する。」

② 1951年4月23日付の英国外務省作成の文書での米英両国の草案についての評価

→米国草案では、濟州島と竹島の主権をめぐる論争がおきる可能性があることを危惧。一方で、英国草案も「これらの島嶼の**日本からの分離が確立しているものの、その最終的な処理が明確に述べられていないので、(米国草案と-補注-)同様の批判にさらされるかもしれない**」と指摘。

…竹島を日本の主権の存続する範囲から外したとしても、反射的に朝鮮の領土となるわけではない。

→「濟州島だけでなく鬱陵島及び竹島も、朝鮮の領土に含まれると決定されていない。これらの島の領有権の争いのため困難がもたらされるかもしれない。(略)鬱陵島と濟州島は、従来から、日本人の間で朝鮮の一部として考えられてきた。もし、朝鮮が竹島(無人島)を今後取得することを防ぐことが望ましいのならば、**日本によって保持されるだろう。**」

(Attaches New Edition of draft Brief on US Provisional Draft Peace Treaty with Japan on which discussion will be held in Washington, (TNA, F0371/92543 FJ1022/302))

←英国は竹島の帰属について確固とした意見を持っていたわけではなかった。

←冷戦に対応するため紛争発生を防止したい英国の意向

「北海道と樺太、北海道と千島列島、そして Japan Proper と朝鮮の間にある多くの島嶼は、その処分に關していくつかの紛争が予想される」。よって「**日本に近接するどの島嶼も主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが不可欠である。**」

(1947年の講和条約作成のための英連邦キャンベラ会議にあたっての英国の方針「日本との平和 領域・政治・一般条項」(TNA, F0371/83825 J10114/5))

③ 米英事務レベル協議

・「1951年4月25～27日の四回の協議で、米国に対して「**英国は、日本と朝鮮の**

間にある島嶼が明確な表現で処遇されることが望ましいと述べた。」(NARA, Check List of Positions Stated by US and UK. At April 25-27 meetings, RG59, Decimal File 1950-54, BOX3008, 694.001/4-2751)

- ・第7回会合の議事録要旨：米国草案第3章「領域」について、「双方の代表団は日本が主権を放棄する領域だけを挙げる方がよい旨合意した。これに関して、米国草案第3条は、三つの島、すなわち済州島、巨文島および鬱陵島の挿入が必要であろう。」
- ⇒・英国は日本と朝鮮の間にある島々の帰属を明確に示すことを望み、米国はそれを受け入れた。朝鮮放棄条項の日本が放棄する朝鮮に属する島々のみが明記されることに。
→朝鮮に属する島々は「済州島、巨文島および鬱陵島」、竹島は朝鮮領には含まれない。
- ・米国が日本を線で囲むことに反対したため日本に残す領土を規定した条項は復活せず。

争点2：第2条(a)の解釈をめぐる問題、特に1951年7月の韓国の要求とその結果

- ・1951年7月19日、韓国は改訂米英草案（上記まとめの(6)）第2条a項について「朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、**ドク島**及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する」とするよう、米国に要求。
- ・1951年8月10日、米国は公文（ラスク(Dean Rusk)極東担当国務次官補の駐米韓国大使宛文書。「ラスク書簡」）で「遺憾ながら当該提案にかかる修正に賛成することができません」と韓国に回答。
- …「**ドク島、または竹島ないしリアンクール岩**として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことは決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われません。」
- ←1951年8月3日付の米国の記録に、米国务省の地理専門家が「ワシントンにあるあらゆる資源に当たった」が「**ドク島とパラン島を特定できなかった**」とある。

〔韓国の主張〕②

日本が独島領有権の根拠としてあげている「ラスク書簡」は、**連合国全体の意見ではなく米国だけの意見であり、独島領有権を決定するにおいていかなる効力ももちえない。**(東北アジア歴史財団編刊「日本人の偽りの主張 独島10の真実」(韓国語))
(https://www.nahf.or.kr/gnb03/snb02_01.do?mode=view&page=&cid=60137&hcid=27685)

☆英国を除く米国以外の諸国は竹島問題をどのように考えていたのか。

(拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』10-1 2020年10月)で検証)

- ①1951年7月27日付「日本との平和条約草案への修正」(豪州外務省→在米大使館)
(Japanese Peace Settlement, 535/6 PART 7, (NAA, A1838, Item Barcode: 140412))
- ・7月20日付電報(釜山→豪州外務省)：韓国が平和条約草案第2条a項の日本が放棄する朝鮮の島に「**ドク島とプラン島**」を追加することへの支持を要請してきた。
 - ・7月25日付電報(豪州外務省→釜山)
「二つの島は、我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができない。とはいえ、我々は、正しく朝鮮の一部と認められうる島々をできるだけ特記する草案

にすることに反対はしない。」

② 米国務省作成の 1951 年 8 月 7 日付の文書(Treaty Changes)

草案への各国の意見およびそれを反映させるかについての見解をまとめた一覧表

→第 2 条 a 項への「ドク島」と「ペラン島」の追記を求めたのは韓国のみ。

(NARA, RG59, Records of the Bureau of Public Affairs, Records Relating to the Japanese Peace Treaties, 1946-1952, Lot78 D173 Box2 『獨島資料 - 美國編 II』 98 頁)

③1953 年 12 月 2 日付作成のニュージーランド外務省の説明資料「日韓関係 特に竹島をめぐる紛争に関連して」(Post-war settlement - Japanese peace settlement - Territorial (ANZ, Code:R20107058))

韓国が平和条約草案第 2 条 a 項の日本が放棄する朝鮮の島に「ドク島とプラン島」を追加することへの支持を豪州に要請した情報を入手。そして、その結果も把握。

→「この韓国の不満の示唆にもかかわらず、韓国が望んだ意味での第 2 条 a 項の修正は行われることなく、平和条約は最終的に調印された」

⇒・豪州・NZ 両国 (と英国) は、「ラスク書簡」と同様に、サンフランシスコ平和条約第 2 条 (a) の朝鮮に属する島々に竹島は含まれないことを認識し、そして調印した。

・「**独島**」を韓国領にするというのは**連合国全体の意見ではなく韓国だけの意見であり、独島領有権を決定するにおいていかなる効力ももちえない。**」

〔韓国の主張〕 ③

ラスク書簡はサンフランシスコ平和条約の条文の最終成案を前にした急迫した時期に行政実務者の**便宜的文書**作業の過程で採択されたもので、国家間の論議・決定過程や高位級政策決定を経たものではない。

(鄭秉峻『独島 1947 - 戦後独島問題と韓米日関係 - 』トルペゲ 2010 年) 951 頁

☆米国はすでに「**独島領有権を決定**」しており、「ラスク書簡」はそれを韓国に伝達。講和条約において竹島を日本領に残すことを米国は 1950 年に幾度も確認していた。

①1949 年 12 月 29 日付草案に対する米国国務省のコメント (1950 年 7 月)

「瀬戸内海の島々、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文と利尻 — これらの島々並びに対馬、**竹島**及び礼文より東の日本海にあるより小さな島々はほぼ排他的に日本人が居住し、**長く日本と考えられており**、「暴力と貪欲によって奪われた」のではなく、他のいかなる国よりも日本に近い。他国政府が自国領土と主張したことはなく、これらの島々を日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろう。」

②1950 年 5 月の英連邦作業委員会に関する米国のコメント (1950 年秋に作成)

「日本はとりわけ朝鮮の独立を認めるべきである。台湾、澎湖諸島、南樺太、千島、中部及び南部の琉球、小笠原諸島および火山列島、沖ノ鳥島および南鳥島の処理のための条項は条約の中に作るべきである。**長く日本に属してきた対馬、竹島、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文、利尻、五島列島、そして瀬戸内海及びその他の地域の日本に近接する数千の他の島々は条約で言及することなく日本領に残ると想定されるであろう。**」

(NARA, RG59, Lot File 56 D 527 Records of the Office of Northeast Asian Affairs, Relating to the Treaty of Peace with Japan - Subject File, 1945-51, Box No.1 Britain)

- ③「対日講和7原則」への質問と回答（1950年9月11日米国草案をまとめた「対日講和7原則」に10月にオーストラリアが質問し米国が回答）

「3. 領域 (a) 旧日本領域の処分に関して一層精密な情報が求められる。例えば、西沙諸島、硫黄島及び南鳥島並びに伊豆諸島。

瀬戸内海の島々、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文、利尻、対馬、竹島、五島列島、琉球の最北部、そして伊豆は、すべて古くから日本のものと認識されており、日本によって保持されるであろう。」

- ⇒・竹島は対馬や隠岐と同じく「古くから日本のもの」という認識と、平和条約で「日本によって保持されるであろう」という米国の方針を「ラスク書簡」は伝達。
- ・韓国は米国の認識と方針を覆すに足る根拠が必要だった（「今はある」は通用しない）。
 - ・韓国が竹島を要求した時の米豪両国の反応は韓国の「根拠」のなさを物語る。

4. 応用問題

1. 『高等学校 韓国史』（金星出版社 2019年11月27日検定 2020年3月1日初版発行）

〔課題〕 仮想の日本の友だちに日本の教科書の内容が不当であることを伝える手紙を作成してみよう
--

〔課題例〕 日本外務省の、米国がサンフランシスコ平和条約作成過程で独島を求めた韓国の要求を拒否したという主張への反駁
--

〔反駁例〕

サンフランシスコ講和条約は草案を作るまで20余回の修正を経た。修正過程で①一時的に独島が日本領土と修正されたこともあったが、②最終条約案では韓国領土に独島などの島々を包括的に含ませる形態で確定された。
--

〔評価項目〕 反駁内容に事実に誤りや論理的矛盾はないか。

- ①・「一時的」な修正とは、竹島を日本が保持する島々の一つとした1949年12月29日米国草案か？「韓国の要求を拒否」が「ラスク書簡」なら時系列に逆行？
- ・1950年以後の米国草案でなくなったのは日本が保持する島々を記した条項。竹島を日本領に残す決定は変わらないまま、サンフランシスコ平和条約が結ばれる。
- ②・「韓国領土に独島などの島々を包括的に含ませる形態で確定された」は韓国の願望。韓国は朝鮮に属する島々を記した条項にこの願望を盛り込もうとしたが実現せず。

2. 韓国の小学校副教材『独島よ、愛してる！』（天才教育 2012年1月27日ソウル特別市教育監検定 2019年3月1日3版発行）58頁「連合国は独島について我が国の領土と認める手続きを踏んだのでしょうか？」

- ・英国の連合国による共同調査提案や、日本が竹島はレーダー基地設置の価値があると米国に進言して自国領にしようとした事実は確認できない。
- ・日本が放棄する朝鮮に属する島々には竹島が含まれるというサンフランシスコ平和条約の誤った解釈を前提に、韓国の竹島占拠を正当化。
 - ・現行の韓国の小学校の「教育課程」には「隣国の歴史歪曲に合理的に対処する姿勢を育てるようにする」とあるが、この副教材は「合理的」とは思われない。

【表1】 サンフランシスコ平和条約形成過程(米国, 英国, 英連邦の動き)

時期	米国	英国・英連邦等
1947年	<p>1947年3月20日 国務省草案 ※ (日本は竹島を放棄)</p> <p>第1章「領土条項」第1条で日本が保持する島を列挙。同章第4条では日本が放棄する朝鮮に竹島を含む。※この草案につき仮にこう名付ける。</p>	<p>1947年8月26日-9月2日 英連邦キャンベラ会議</p> <p>対日講和条約の方針を討議 (英国の領土条項の方針) 「原則として、(a) 日本に近接する水域にある多くの島嶼は明らかに日本の主権下に残されねばならない」、 「(b) 北海道と樺太、北海道と千島列島、そして Japan Proper と朝鮮の間にある多くの島嶼は、その処分に関していくつかの紛争が予想される」。よって「日本に近接する島の島嶼も主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが不可欠である。」(Canberra Briefs F 8617/1382/23. O.R.C.(47) 33 “Territorial, Political and General Clauses of Peace with Japan”)</p>
1949年	<p>1949年12月29日 国務省草案 (竹島は日本が保持する島に)</p> <p>第2章「領土条項」第3条の日本が保持する島々に竹島が加えられる。第6条では日本が放棄する朝鮮の島嶼から竹島が削除される。</p>	
1950年	<p>1950年4月, フレス (John Foster Dulles) 上院議員が国務長官顧問として任命される。</p> <p>1950年8月7日 米国草案 (日本が保持する島の規定がなくなる)</p> <p>国務省案に比べて簡潔なものが作成され、日本の保持する島を列挙したり、付属地図を表示する規定がなくなる (以後、同様)。日本国の朝鮮独立承認のみで日本が放棄する朝鮮の島の規定なし。</p> <p>1950年9月11日 米国草案</p> <p>日本国の朝鮮独立承認のみで日本が放棄する朝鮮の島の規定なし。この草案の要点が7項目にまとめられ、「対日講和7原則」となった。その第3項目が領土で「(日本は) 朝鮮の独立を承認する」とされた。</p> <p>1950年10月 (31日までと推定) 米国が豪州に回答 (画像2)</p> <p>米国のオーストラリアに対する回答、日本に残す島の一つとして竹島を明記。</p>	<p>1950年1月 コロombo会議</p> <p>コロombo (スリランカ) で開催された英連邦外相会議</p> <p>1950年5月1日-17日 日本との講和条約に関する英連邦作業委員会 (於 ロンドン)</p> <p>9月, 英国は、英連邦作業委員会報告書を米国と共有。コメントを求める (米国コメントせず)。</p> <p>9月22日以降 米国は「対日講和7原則」を英豪他と共有。</p> <p>1950年10月19日 豪州が米国に質問 (画像1-1 及び画像1-2)</p> <p>オーストラリアは「対日講和7原則」に関して米国に質問。「日本の旧領土の処理に関するいっそう詳しい情報」を求める。</p> <p>豪州は、1950年11月2日に、同回答を英国とも共有 (画像3)。</p>

対日講和7原則

時期	米国	英国
1951年	<div data-bbox="240 483 707 551" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1951年3月 米国草案</p> </div> <p data-bbox="252 568 675 689">第2条は「連合国は、日本およびその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」</p> <p data-bbox="252 707 675 828">第3条は「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」</p>	<div data-bbox="852 331 1369 443" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1951年4月7日 英国草案（竹島を日本領から除外）</p> </div> <p data-bbox="775 456 1473 533">第1条で、日本の主権の及ぶ範囲を線で囲み、隠岐と竹島の間にその線を引く。</p> <p data-bbox="775 551 1473 627">第2条で日本の朝鮮放棄を規定。「日本は、ここに、朝鮮の主権に対する請求権並びにすべての権利、権原及び利益を放棄する。」</p> <p data-bbox="775 689 1473 810">1951年4月23日付の英国外務省作成の文書(画像4)で、米国草案第2条について、<u>濟州島と竹島の主権をめぐる論争がおきる可能性があることを危惧。</u></p> <p data-bbox="775 828 1473 949">一方で、<u>「英国草案もまた、これらの島嶼の日本からの分離が確立しているものの、その処理が明確に述べられていないという批判にさらされるかもしれない」と英国が判断していたことがわかる。</u></p> <div data-bbox="400 972 1080 1084" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1951年4月25日～5月4日 米英事務レベル協議</p> </div> <p data-bbox="268 1106 895 1133">英国は日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明確に示すことを望む</p> <p data-bbox="268 1151 1473 1227">1951年4月25～27日の四回の協議で、米国に対して「英国は、日本と朝鮮の間にある島嶼が明確な表現で処遇されることが望ましいと述べた。」</p> <div data-bbox="400 1249 1080 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1951年5月2日 米英事務レベル協議第7回会合</p> </div> <p data-bbox="252 1393 979 1420">日本の主権が存続する範囲を規定する条文がない米国草案に 英国は同意</p> <p data-bbox="252 1438 1209 1514">「双方の代表団は日本が主権を放棄する領域だけを挙げる方がよい旨合意した。これに関して、合衆国草案第3条は、三つの島、すなわち濟州島、巨文島および鬱陵島の挿入が必要であろう。」</p> <div data-bbox="400 1536 1080 1648" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1951年5月3日 米英共同草案（画像5-1）（画像5-2）</p> </div> <p data-bbox="256 1671 1473 1702">第2条で「日本国は、朝鮮（濟州島、巨文島および鬱陵島を含む。）に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」</p> <div data-bbox="400 1724 1080 1836" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1951年6月14日 改定米英草案（ダレス訪英時のロンドン協議の結果作成）</p> </div> <p data-bbox="252 1859 1473 1935">第2条(a)は「日本は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」→1951年9月8日の署名時の文言と同じ（※）。</p>

英国を含めた
関係国と共有



関係国と共有

英国草案の日本を線で囲む方式は取り下げられる。一方で濟州島、巨文島および鬱陵島が朝鮮に帰属することが確定。竹島は朝鮮には含まれない。